米出荷ようやく最盛期

順調な売渡しは期待出来ない

ことしの米の出荷は七月中旬まで順調な生育で四月中旬迄は豊作の期待されましたが、その後のたび重なる冷害や蟲害の為め稔不良で四年連続豊作の期待はうらぎられなかったとなって、早場米出荷は九月末までの第一期分七、九六石と昨年の約二割、第二期は五、四二四石と昨年の約二割、第三期は五月頃延長されたが、次に十月中五日迄で五一、四九九石、十月中旬迄で五一、九一六石、十月中旬迄で四、四九一石、十月中旬迄で四、四九一石となり、農村作業用電力使用延長(六月、七月二百)の四月一、一パーセントとよりやく昨年の約七割程度の出荷量となりました。しかしことしの作柄からして豊作の期待は出来ないものと思われます。(長谷部)

長い目では大差ない

税 耕転機とトレーラー付耕転機

農自動車税の新設によって、農自動車税が課される耕転機と関定資産税が課される耕転機との間に税金の負担に大変違うとお思われるのかどうか、という質問が寄せられましたので、次に解説します。

問 先頃の税法改正で、農自動車税の新設されて、農耕作業用電力使用延長(六月、七月二百)の課税対象からはずされて、農耕作業用電力使用延長(徴収)は期待できない状況になってしまいました。(長谷部)

問 耕転機とトレーラー付耕転機は、農自動車税の課税対象となるかどうか。

答 農自動車税の課税対象となるかどうかは、その使用目的によって決まります。耕転機の法定用途は、農耕用に使用されるものであり、農耕用に使用されるものであると認められる限り、農自動車税の課税対象とはなりません。

問 農耕用に使用されるものであるかどうかの認定はどうしてするのですか。

答 農耕用に使用されるものであるかどうかの認定は、その使用目的によって決まりますが、その使用目的の認定は、その使用者の申告によって決まります。

問 農耕用に使用されるものであるかどうかの認定は、その使用者の申告によって決まりますが、その使用者の申告は、どうしてするのですか。

答 農耕用に使用されるものであるかどうかの認定は、その使用者の申告によって決まりますが、その使用者の申告は、農耕用に使用されるものであるかどうかの認定は、その使用者の申告によって決まります。

問 農耕用に使用されるものであるかどうかの認定は、その使用者の申告によって決まりますが、その使用者の申告は、農耕用に使用されるものであるかどうかの認定は、その使用者の申告によって決まります